

知っておきたいキーワード

著作隣接権

石井亮平[†][†]NHK ライツ・アーカイブセンター

"Neighboring Rights" by Ryohei Ishii (Copyright & Contracts Division, NHK, Tokyo)

キーワード：著作権，著作隣接権，メディア，実演家，レコード製作者，放送事業者

あなたはどのようにって著作物を 楽しみますか？

～「メディア」の役割～

私たちの身の回りには音楽，映画，放送番組，小説，絵画など「著作物」がたくさんあります。著作物に囲まれて暮らしていると言っても過言ではありません。このような著作物を作ったのは「著作者」，つまり作詞・作曲家，映画監督，放送局，作家，画家等です。ところが，彼ら著作者が画いた「オリジナル」を直接目で見たり耳で聞いたりする機会は，絵画を除いてほとんどないのではないのでしょうか。映画やCD，放送番組もオリジナルのテープを見たり聞いたりすることはまずありません。

では，私たちはどうやって著作物を

楽しんでいるのか。図1は音楽の例です。通常，私たちは，楽譜を見るのではなく，コンサート，CD，放送などを通じて音楽に接しています。この，著作物を私達に伝達する人たち（メディア）の役割も著作物にとって大切です。そこで彼らにも著作権と類似の権利を与えようというのが，著作隣接権

の基本的な考え方の一つです。

なお，著作隣接権は，英語では 'Neighboring rights'，あるいは著作権と合わせたやや広い概念として 'Copyright and related rights' といわれることもあります。著作権との関係がみてとれます。



図1 あなたはどのようにって音楽を楽しみますか？

著作隣接権者

伝達する人すべてに著作隣接権が与えられているかという点，そうではありません。権利を保有することができる人たちは法律（著作権法）で決められています。表1を見てください。「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」の4種類に限ら

れています。このうち有線放送事業者も著作隣接権者に含めているのは日本独特です。

それぞれ簡単に触れておきましょう。

(1)「実演家」

自分の行った「実演」について権利を持ちます。実演は，芝居，歌，演奏，落語・漫才，舞踊・ダンス，奇術など古今東西の芸術的なパフォーマンスが

含まれます。また，プロに限りません。私たち素人でも歌ったり芝居をしたりすれば，その限りにおいて実演家です。

(2)「レコード製作者」

CDを販売している会社ではなく，音源（マスタ）を収録し制作した者です。外国アーティストの場合ですと，日本のレコード会社は外国のレコード会社からライセンスを受けて

販売している場合が多いのですが、その場合の著作権隣接権者(レコード製作者)は日本の会社ではなく外国の会社になります。

(3)「放送事業者」

番組制作者ではなく、電波を出している者です。放送番組を制作すれば「著作権者」になります。ですから自社制作番組について放送事業者は「著作権者」と同時に放送事業者と

して「著作権隣接権者」になります。「著作権者」ではなく、「著作権隣接権者」の立場のみになります。

表1 著作権隣接権者と著作権者

権利の種類	権利者	
著作権隣接権	実演家	著作物を演じたり演奏したりする者*1
	レコード製作者	レコード(CD)に最初に音を固定した者
	放送事業者	放送*2を業として行う者
	有線放送事業者	有線放送を業として行う者(放送の同時再送信を除く)
著作権	著作者	著作物を創作する者

*1 著作物を演じないが芸術的な性質を有する者を含む(マジシャン等)。
*2 電波を出すことで放送番組を作ることではない。

著作権隣接権の内容

著作権隣接権の権利の範囲については表2に概要をまとめました。著作権に比べると狭くなっています。また、各著作権隣接権者の特徴や契約慣行を反映して、実演家や放送事業者など権利者の種類ごとに若干異なっています。

具体的な場合にどうなるのか、CDを利用する場合を例にして表3にまとめておきました。例えば放送でCDを使用する場合、放送局は作詞・作曲家の許諾が必要ですが、レコード製作者や実演家(ミュージシャン)の許諾は不要です(ただし報酬を支払う必要はあります)。それに対してネット配信しようとする者は、作詞・作曲家、実演家、レコード製作者すべての許諾を得なければなりません。

表2 著作権隣接権者の権利の内容

権利者	利用形態	複製・録音・録画	放送・有線放送	ネット送信	上演・上映・演奏
実演家 (放送番組に出演した場合)		○	△	○ (再放送)	×
実演家 (映画に出演した場合)		×	×	×	×
レコード製作者		○	△	○	×
放送事業者・有線放送事業者		○	○	○	○ (大型スクリーンへの投影)
著作者(参考)		○	○	○	○

○ 利用を許諾/禁止できる
△ 利用を許諾/禁止することはできないが、報酬を得ることができる
× 権利はない

表3 著作権隣接権の具体例(CDを例にした権利処理の要否)

権利者	利用形態	CDを放送	CDをネット配信	名曲喫茶でCDを流す
実演家(演奏・歌唱者)		△	○	×
レコード製作者		△	○	×
作詞・作曲家(著作者)		○	○	○

○ 利用を許諾/禁止できる
△ 利用を許諾/禁止することはできないが、報酬を得ることができる
× 権利はない

成り立ち

～昔も海賊版事件はあった～

著作権隣接権の概念は、著作権に比べてかなり新しいものです。著作権隣接権に関する国際条約(「ローマ条約」)が作成されたのは1961年、日本で著作

権法上正式に認められたのは1970年でした。

もっとも、それ以前にもレコードの「海賊版」はありました。大正時代の裁判では、レコードの無断複製業者を訴えた浪曲師に対して、権利がないと言って損害賠償を認めなかった例があ

ります(「桃中軒雲右衛門」事件)。さすがにその判決には反対が強く、その後まもなく著作権法が改正されて「演奏歌唱」や「レコード」も著作物とされました。アメリカでは今でも「著作権隣接権」の考え方はなく、レコードは著作権の中で扱われています。

実演家の独特な立場

実演家にはいくつか独特な規定があります。

実演家にとって有利な点は、著作者に準じた「実演家人格権」があることです。これは、実演家の人格的な側面を大事にしようというもので、CDやビデオを制作したりするときなど、名

誉声望を傷つけるような実演の改編をすること等を禁じたものです。このような規定は、レコード製作者や放送事業者に関してはありません。

また、もう一度表3を見てください。映画に関して、俳優は、その後の利用(上映、放送、DVD発売等)について、一切権利はないとされています。最初の出演契約ですべてを決めなければ

りません。一方、放送番組をそのまま改編せずに再放送する場合、脚本家や作曲家の許諾は必要ですが、俳優(実演家)の許諾は不要です(ただしギャラの支払いは必要です)。このように何に出演したかで権利内容が異なりますが、これは現在の著作権法ができた当時(1970年)の契約慣行を法律に反映させたという面もあります。

著作権隣接権者の「創作性」

実演家は、演技や演奏の過程で著作者のような「創作性」が強くなる場合も多いと思われます。また、CD原盤の製作や放送番組の編成の過程にも「創作性」を見出すことができるかもしれません。したがって、著作権隣接権に、著作物に準じた創作性を認めようとする説もあります。

著作権隣接権者の「企業性」

一方、レコード製作者や放送事業者には、個人の活動というよりは、企業活動という面が強くなっています。また、実演（タレント活動）には、芸能プロダクションが大きく関与している場合もあります。したがって、著作権隣接権の特徴の一つに、「企業活動（収益）の保護」をあげる説もあります。

他のメディアは？

～出版社とインターネット～

著作物を伝達する者（メディア）は他にもあります。これらはどうなっているのでしょうか。

(1) 出版社

老舗の伝達者では出版社があります。小説の著作者はあくまで作家です。著作権は作者が保有しています。しかし、作家の著作権とは別に「版を組んで」製品（出版物）として世に出した出版社に対し、その「版面」に着目して著作権隣接権的な権利を認めてもいいのではないかという意見も根強くあります。

最近のように出版物の電子化とネット配信が進むと出版社は大きな影響を受けます。しかし、出版社には著作権法上の権利がないため、この電子化が

出版社の頭越しに進むこともあり得ます。このことに出版社は危機感を抱いています。音楽のネット配信の場合は、レコード製作者に著作権隣接権があったためにレコード会社は利益を確保することができました。

(2) ネット配信事業者

最近はインターネットで流通する著作物や情報が飛躍的に増えており、ネット配信事業者も伝達者として大きな役割を担っています。なぜ放送・有線放送事業者には著作権隣接権が認められていて、インターネット事業者には認められていないのか。著作権の国際条約を管理する世界知的著作権機関（WIPO）では、ネット事業者にも放送事業者と同じような「著作権隣接権」を与えようという意見が出されていますが、大勢にはなっていません。インタ

ネット事業者は、伝達内容に対する責任を放送事業者ほどには果たしていない、という人もいます。あるいは、もはや、インターネット事業者は著作権隣接権というものに魅力を感じていないのかも知れません。

(2010年8月2日受付)



参 考 文 献

著作権隣接権だけを取り上げたもので適当なものはありませんが、著作権に関する専門書、参考書は多数出ています。ここでは短時間で著作権の概要を把握するための標準的な入門書として次の2点を挙げておきます。

- 1) “著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成22年版”，文化庁長官官房著作権課（サイトより無料で入手できます），http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/chosaku_text_100628.pdf
- 2) 文化庁編：“著作権法入門2009”，著作権情報センター発行（著作権法および関連法令も収録されています）



石井 亮平 いしい りょうへい 1980年、NHK入局。著作権部において、音楽をはじめさまざまな分野で権利者団体との協議に当る。2006年、同局著作権・契約部長。2009年より、同局ライツ・アーカイブスセンター業務主幹。文化庁文化審議会著作権分科会専門委員。